

○特例施設占有者の指定等に関する規程

平成19年11月15日

公安委員会規程第5号

改正 平成28年4月1日公安委員会規程第3号

令和元年6月28日公安委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 公安委員会は、令第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、指定通知書（別記様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記様式第2号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）を公安委員会の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して行うものとする。

(指定を行った特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第4号）を掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（別記様式第5号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第

6号)を掲示場に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書(別記様式第7号)により行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示(以下「指示」という。)は、指示書(別記様式第8号)により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則(平成28年4月1日公安委員会規程第3号)

この規程は、制定の日から施行する。

附 則(令和元年6月28日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

山形公委第 号
年 月 日

様(殿)

山形県公安委員会 印

指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条
第5号の規定による特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2号(第2条関係)

山形公委第 号
年 月 日

様(殿)

山形県公安委員会 印

不 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条
第5号の規定による特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

理 由

- 1 この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3号(第2条関係)

山形公委第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定により下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定により公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

山形県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4号(第3条関係)

山形公委第 号

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定により、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定により公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

山形県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5号(第4条関係)

山形公委第 号 年 月 日
様(殿)
山形県公安委員会 印
指 定 取 消 通 知 書
遺失物法施行規則第30条第1項の規定により、 年 月 日付けをもって 指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。
記
施設の名称及び所在地(移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)
取消年月日
年 月 日
理由
1 この処分不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6号(第4条関係)

山形公委第 号

特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定により、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

山形県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7号(第5条関係)

山形公委第 号
年 月 日

様(殿)

山形県公安委員会 印

報 告 等 要 求 書

第25条第1項 報 告
遺失物法 の規定により、下記のとおり 資 料 の 提 出 を 求 め る。
第25条第2項 保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

- 1 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第8号(第6条関係)

山形公委第 号
年 月 日

様(殿)

山形県公安委員会 印

指 示 書

第26条第1項
遺失物法 の規定により、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

- 1 この処分不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1号（第2条関係）

（一部改正〔令和元年公安委員会規程1号〕）

様式第2号（第2条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程3号・令和元年1号〕）

様式第3号（第2条関係）

（一部改正〔令和元年公安委員会規程1号〕）

様式第4号（第3条関係）

（一部改正〔令和元年公安委員会規程1号〕）

様式第5号（第4条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程3号・令和元年1号〕）

様式第6号（第4条関係）

（一部改正〔令和元年公安委員会規程1号〕）

様式第7号（第5条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程3号・令和元年1号〕）

様式第8号（第6条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程3号・令和元年1号〕）